

# 株式会社の監査に関する法務省令案の概要

## 第1 概要

この省令は、監査役、監査役会、会計監査人、監査委員及び監査委員会が会社法の規定に基づき監査を行うに当たって守るべき基本姿勢、監査の方法及び手続、監査報告の作成に関する下記の事項を定めるものとする。

- ・ 監査の基本姿勢
- ・ 調査の対象
- ・ 計算関係書類の監査の手続

## 第2 重要な項目とその内容

### 1 計算書類等の監査期間

#### (1) 規律の概要

現行法においては、計算書類を監査役等に提出する期日は、定時株主総会の期日を起点として「 週間前」と規定されているため、監査開始のために計算書類を提出する時点で定時株主総会の期日を逆算して定めなければならないこととなっていたが、本省令においては、監査報告の通知期限として、計算書類を受領した日から「 週間を経過した日」等と規定することにより、現行法と同様の監査期間を各監査機関に確保しながら、監査役等による監査が早期に終了した場合には、定時株主総会を早期に開催することを可能にしている（省令13条1項、19条1項、21条1項、26条1項）。

なお、監査役等と取締役の合意による監査機関の短縮も認めている。

#### (2) 理由・背景等

監査役等に十分な監査機関を確保することは必要であるが、監査が早期に完了することが見込まれ、または監査が早期に完了した場合においてまで、定時株主総会を開催することができないとする現行法の規律には合理性が認められない。

### 2 会計監査人の内部統制

#### (1) 規律の概要

会計監査人は、監査役等に対して会計監査報告の内容の通知に際して、原則として、以下の事項を通知しなければならないこととした上で、監査役は、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項を内容とした監査報告を作成しなければならないこととする（省令20条）。

独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項  
監査，監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受託及び継続の方  
針に関する事項

監査に従事する者の選任その他の人事の方針に関する事項

審査体制その他の業務の実施に関する事項

による体制を維持するための日常的な監視活動の方針に関する事項

から までの事項についての責任者に関する事項

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関す  
るその他の事項

## (2) 理由・背景等

昨今，大企業における監査をめぐる問題の表面化を契機に，会計監査の役割や  
公認会計士の責任が問い直されており，会計監査人の独立性の強化についての強  
い社会的要請があることから，会計監査人の独立性に関連する事項を監査報告の  
内容とした上で，これを開示させることとしたものである。